

富山県

新湊市遺跡地図

2003年3月

新湊市教育委員会

富山県

新湊市遺跡地図

2003年3月

新湊市教育委員会

序

新湊市では、昭和30年代から40年代にかけて富山新港の建設をはじめ、大規模なは場整備や土地区画整理事業等が実施されてきました。これらの工事の際に市内各地で遺物の出土が報告されていますが、残念なことに詳細な記録のないまま現在ではその殆どが散逸してしまっています。

市内に残る遺跡は地域の歴史を正しく理解し、将来の文化の向上や地域の発展にも寄与するべき貴重な郷土資料であります。現在でも開発事業は尽きることなく続いており、市域の全てが平野部に位置する本市の遺跡は、常に開発による破壊の危機に直面していると言えます。このような状況下で、必然的に遺跡の保護と開発行為との事前調整の重要性が高まってきました。

市教育委員会ではこの問題に対応するため、遺跡の所在地や内容等、資料の充実を図る目的で、平成9年度から13年度にかけて国庫補助事業として市内全域を対象とした遺跡の分布調査を実施してまいりました。本書はその5年間にわたる分布調査の結果を遺跡地図としてまとめたものです。

内容的には不備な点も多々あろうかと思いますが、地域の貴重な郷土資料を守りつつ後世に伝えていくため、この遺跡地図が多方面で積極的に活用されることを願ってやみません。

終わりになりましたが、調査全般にわたってご指導いただいた富山県教育委員会および富山県埋蔵文化財センター、現地調査にご尽力された富山大学考古学研究室をはじめ、多大なご協力、ご支援をいただきました地元の方々や関係者各位に対し心より感謝申し上げますとともに、今後とも文化財の保護により一層のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

平成15年3月

新湊市教育委員会

教育長 竹内伸一

例　　言

- 1 本書は、新潟市教育委員会が平成9年度から同13年度にかけて市内全域を対照として実施した、埋蔵文化財分布調査の結果をまとめた遺跡（埋蔵文化財包蔵地）地図である。
 - 2 分布調査及び本書の作製は、新潟市教育委員会が国庫補助金・県費補助金の交付をうけて実施した。
 - 3 本書の地図は、新潟市が国土地理院の承認を得て作成した新潟市全国（平成13年度版）を基にしたものであり、全体区割図には縮尺1/25,000を、分割図には縮尺1/10,000の地図をそれぞれ原図として使用した。なお全体区割図では縮尺を1/50,000に縮小してある。
 - 4 本書に記載した遺跡の範囲は、平成15年3月31日現在において新潟市教育委員会が把握しているものである。
 - 5 埋蔵文化財の性格上、現況下での内容確認が困難であるため、地図中の遺跡範囲はおおよその範囲を示したものである。したがって今後の発掘調査等によって新たな遺跡の発見や抹消、範囲等の内容変更が生じる可能性のあることを了承願いたい。
- 遺跡内容の最新情報については、新潟市教育委員会生涯学習課に問い合わせて下さい。
- 6 本書に記載した遺跡の範囲内で発掘調査や土木工事等を実施する場合には『文化財保護法』第57条・第57条の2・第57条の3の規定による届出及び通知が必要となります。また遺跡近接地においても同様の取扱いを行う場合がありますので、遺跡範囲の内外を問わず、事業計画の早期に新潟市教育委員会生涯学習課まで連絡・確認願います。

目　　次

序　　文

例　　言

凡　　例

1 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて	1
2 遺跡地図全体区割図 (1/50,000)	3
3 分割図 (1/10,000)	4
4 新潟市遺跡地図参考文献	37
5 文化財保護法 (抄)	39

地図凡例

- 1 本書に記載した遺跡の時代は縄文時代から近世までの各時代である。
- 2 分割図では、見開きの前頁に遺跡地図を、後頁に地図に対応する遺跡台帳を掲載してある。地図中の赤枠は遺跡範囲を、破線は現在事実上消滅している遺跡範囲をそれぞれ示している。各遺跡番号は遺跡台帳の番号に対応しており、遺跡範囲が複数の分割図にまたがる場合には、台帳も遺跡に対応させ複数掲載してある。
- 3 分割図に対応する遺跡台帳中の表記は下記のとおりである。

- (1) 遺跡の時代表記は下記のとおりである。なお発掘調査や文献資料・伝承等により詳細な時代が確認できる遺跡については極力細分化して表示した。

時代表記	細分
縄文（縄文時代）	草創（草創期）、早（早期）、前（前期）、中（中期）、後（後期）、晚（晚期）
弥生（弥生時代）	前（前期）、中（中期）、後（後期）
古墳（古墳時代）	前（前期）、中（中期）、後（後期）
古代（古代）	飛鳥（飛鳥時代）、白鳳（山風時代）、奈良（奈良時代）、平安（平安時代）
中世（中世）	鎌倉（鎌倉時代）、南北朝（南北朝時代）、室町（室町時代）、安土桃山（安土桃山時代）
近世（近世）	近世（江戸時代）

- (2) 時代表記の後には遺跡の種別を記してある。発掘調査や文献史料・伝承等によって内容が推定できる遺跡・時代については個々の種別を明記し、遺物の散布や出土記録はあるが内容の不明なものについては散布地と表記した。
- (3) 「主な出土遺物」には、発掘調査で出土したものその他、表面採集資料や過去に出土記録のある遺物も含めて記載してある。出土記録のみで、現在内容確認のできない遺物については（伝）と記してある。
- (4) 「加除・内容変更等整理欄」は今後の遺跡内容変更等に対応するために設けたものである。各遺跡についての最新情報は、市教育委員会生涯学習課で随時確認可能であるので、遺跡地図を利用される際に内容変更等を確認し、必要に応じて記入されたい。

1 開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱いについて (右頁参照)

① 事業計画の照会

事業計画が策定された段階で、当該事業計画地内における史跡および、周知の埋蔵文化財包蔵地（以下「遺跡」という）等の所在状況について、事業者が教育委員会に照会し、遺跡地図等で確認する。

② 予備調査

事業計画地及びその付近に遺跡が所在する場合には、まず現地の遺跡所在状況を正確に把握するための予備調査が必要となります。予備調査は市教育委員会が主体となり、主に次の方法により実施します。

分布調査 = 対象とする地域を踏査し、遺物の散布状況や地形等、地表面からの観察によって遺跡範囲やその分布状況を把握する基礎的な調査であり、撮影は行いません。

試掘調査 = 数メートル四方の坪掘りや、幅1メートル程度の細長い試掘溝を設けて実際に遺構・遺物の有無や地表からの深さ等を確認する部分的な発掘調査で、発掘面積は事業計画地面積の一割程度を日安とします。この試掘調査によって得られた情報が、今後の遺跡の保護や工事を進めてゆく上での重要な資料となります。

③ 発見された埋蔵文化財の取扱いについての協議

試掘調査によって事業計画地内に遺跡の広がりが確認された場合には、遺跡の保護措置が必要となります。

保護措置が必要となる範囲は、試掘調査によって確認された事業計画地内の遺跡範囲の内、実際に工事によって影響が生じる部分となります。主な方法としては①事業計画地内で遺跡の空白地に建築物の位置をすらす、②戸土による保護層を設ける等工法の変更、③遺跡の部分を緑地帯等にして現状保存を図る、④事業計画の変更等が挙げられます。

協議の結果、事業計画の変更が不可能となった場合には、破壊される遺跡を記録という形で残すために、本発掘調査が必要となります。ただし、発掘調査は遺跡の破壊を伴う行為であり、現状保存が不可能な場合の次善の措置であるため、発掘調査は必要最低限の範囲に留めなければなりません。

④ 埋蔵文化財発掘の届出・通知

遺跡範囲内で土木工事等を実施する場合、事業者は文化財保護法（以下「法」という）第57条の2の規定に基づき、市教育委員会を経由して文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）に土木工事を行う旨の届出を事業着手の60日前まで（事業者が国機関等の場合には事業着手の30日前までに法第57条の3による通知）に行わなければなりません。

市教育委員会は、事業者からの届出・通知を受理し、これに教育委員会の意見を付して県教育委員会へ提出します。届出・通知を受けた文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）は発掘調査その他必要な事項についての指示又は勘告を事業者に対して行います。

事業計画の照会により、計画地が遺跡範囲内に所在することが明らかとなった場合や、試掘調査により遺跡の広がりが確認された場合でも、工事の内容等によっては以下のよう取扱いをする場合があります。

工事立会 = 対象地域が狭小で、通常の発掘調査が実施できない場合や、工事が埋蔵文化財を損壊しない範囲内で計画されているが、現地で状況を確認する必要がある場合において、工事等の実施中に教育委員会の職員が現地で立ち会うこと。

慎重工事 = 遺構の状況や工事の内容等から、発掘調査・工事立会の必要がないと考えられる場合において、教育委員会の指導のもと、埋蔵文化財に悪影響を及ぼすことのないよう注意を払いつつ、慎重に工事を実施すること。

※ 遺跡範囲内の土木工事等の実施に際しては、発掘調査の要・不要を問わず法第57条の2及び3による届出・通知が必要となりますので、工事等の種類に因るかず教育委員会と協議願います。

⑤ 本発掘調査

本発掘調査は事業を実施する事業者が行うこととされていますが、発掘調査はその行為自体が遺跡の破壊を伴うという側面を持ちます。そのため調査に際しては専門的な技術や相応の調査水準が求められることになり、通常は事業者が教育委員会等に発掘調査を依頼することになります。

⑥ 工事中の遺跡発見（不時発見）

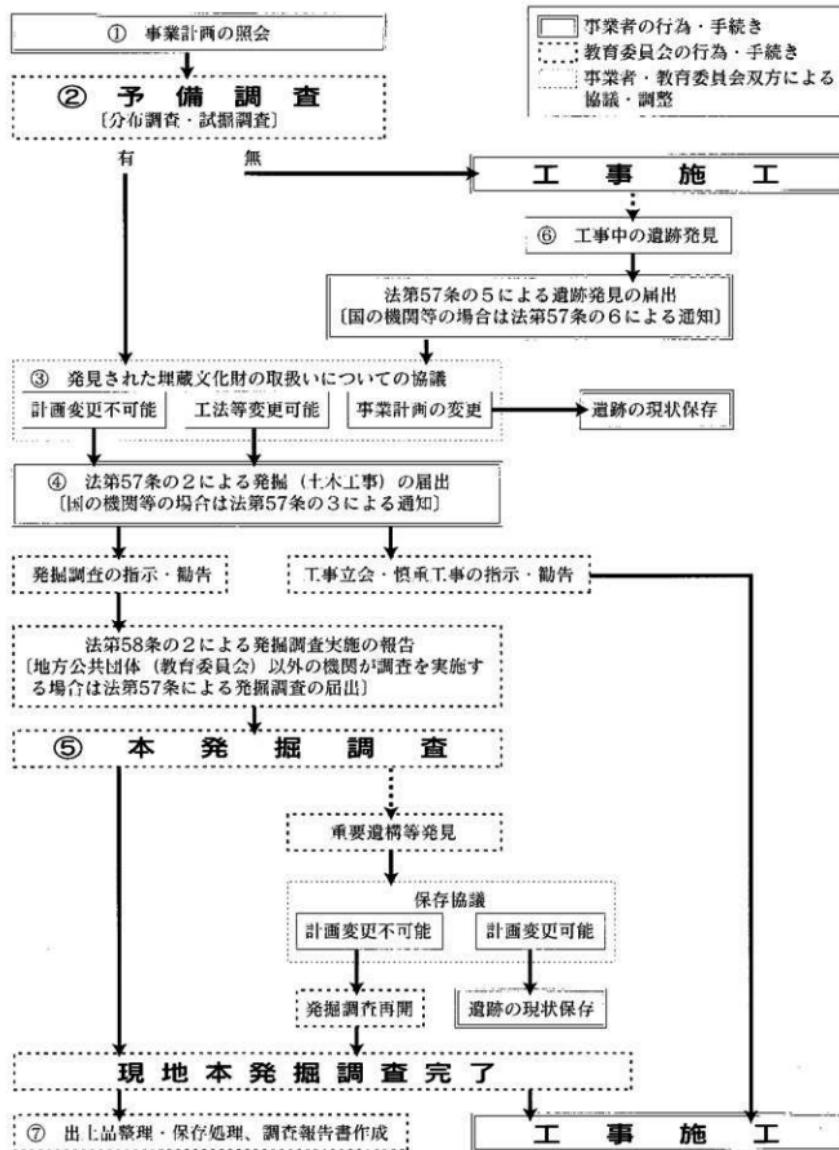
埋蔵文化財の性格上、遺跡の範囲外であっても工事等の実施中に新たな遺跡が発見される場合があります。遺跡が発見されたときは速やかに工事を中止し、法第57条の5の規定に基づき、その現状を変更することなく文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）に届け出なければなりません（事業者が国機関等の場合には法第57条の6による通知）。この場合には文化庁長官（通常の場合は県教育委員会教育長）は現状変更の停止又は禁止を命ずることができます。

工事実施中の遺跡の不時発見は埋蔵文化財の保護だけでなく、事業計画にも大きな影響を与えることになります。工事前の事前調査等で十分な確認を行うことが必要といえます。

⑦ 出土品整理・保存処理、調査報告書作成

発掘調査（遺跡の記録保存）は出土品の整理、保存処理、調査報告書の作成・刊行をもって完了となります。一般的に調査報告書の作成には現地発掘調査期間に相当する期間が必要とされます。

開発事業に伴う埋蔵文化財の取扱い手続等概要

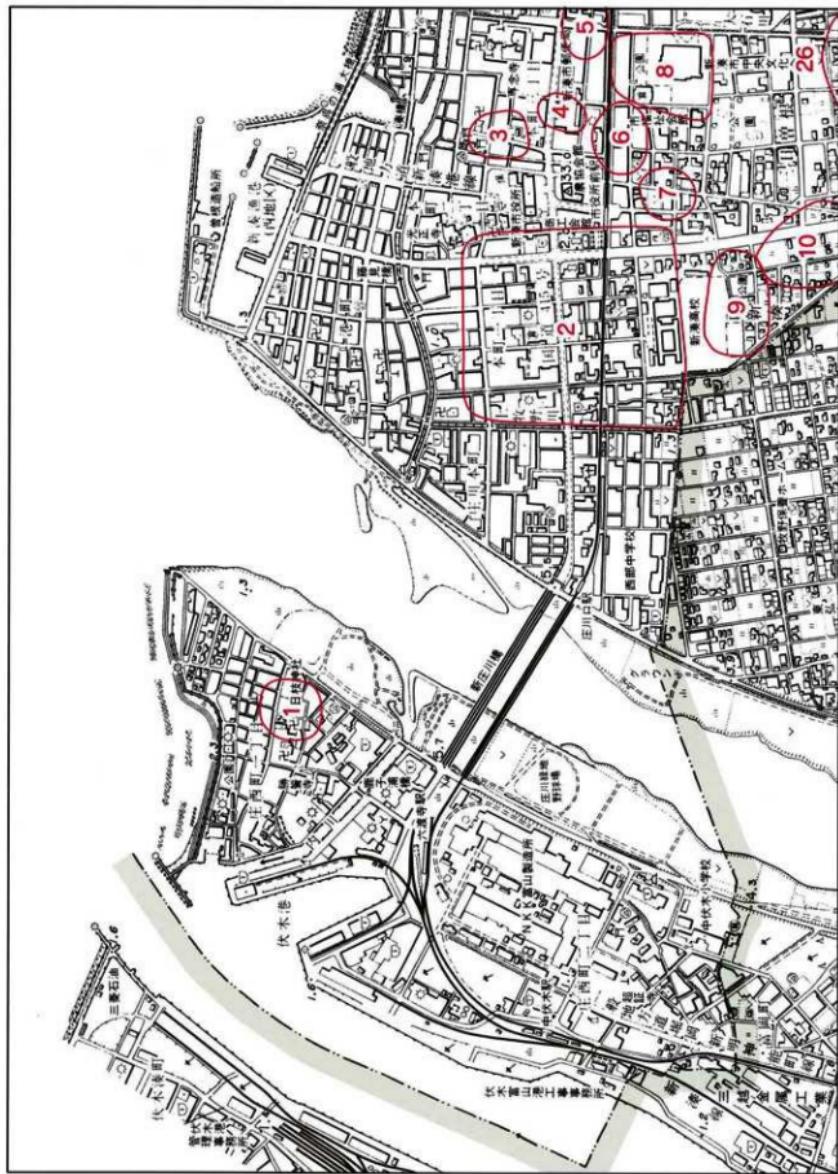


2 遺跡地図全体区割図 (1/50,000)



3 分 割 図 (1/10,000)

分佈図一



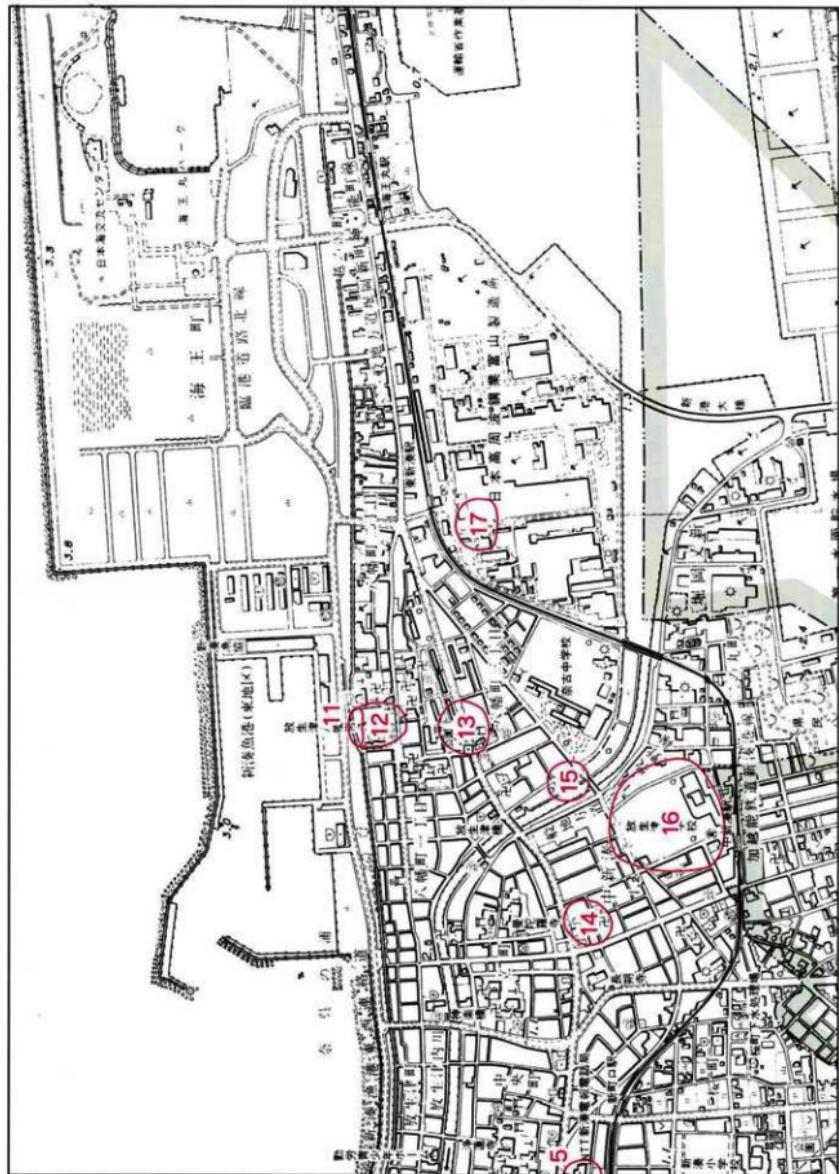
遺跡台帳 1

遺跡番号	剖面図番号	剖面図番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	土名上記物	備考	参考文献
1 1	203065	六義寺遺跡 番号	六義寺遺跡	庄内町	中世散布地	無食～庄内町寺院	珠洲燒、珠洲燒仏像、仏具、 (伝)板石塔婆—石碑塔、 (伝)板石塔婆—石碑塔、 瓦盤瓦器	H.13分布調査	4.35,47,54
2 1	203011	福願寺・長徳寺遺跡	本町西新浜	本町	中世散布地	宅地、学校敷地	板石塔婆、瓦盤瓦器	H.13分布調査	4.6,10,29,32 35,54
3 1	203062	芳輪寺遺跡	本町	本町	中世散布地	宅地	板石塔婆、瓦盤瓦器	H.13分布調査	29,54
4 1	203008	一本杉A遺跡	本町	古代散布地	宅地	板石塔婆、瓦盤瓦器	(伝)瓦盤瓦器	(旧称)大石川遺跡 H.13分布調査	54
5 1-2	203009	岩谷川遺跡	本町中央町	弥生、中世散布地	宅地	板石塔婆、瓦盤瓦器	弥生土器、板石塔婆	(旧称)大石川遺跡 H.11,13分布調査	4.28,54
6 1	203010	一本杉B遺跡	本町三日吉根	外生、中世散布地	宅地	板石塔婆、瓦盤瓦器	弥生土器、板石塔婆	(旧称)福興寺小塚 H.13分布調査	54
7 1	203012	金精寺遺跡	二日吉根	縦合～室町散布地	宅地	板石塔婆、瓦盤瓦器	弥生土器、十等地、一 石一等石	H.12分布調査、H.11,13分布調査	54
8 1	203063	興化寺遺跡	二日吉根	南北朝～室町寺院	公用地、宅地	不明	不明	H.13分布調査	4.10,32,35,54
9 1	203013	川原遺跡	西新浜	編文・古代散布地	宅地、学校敷地	燃文土器、土師器、刻文器、 土罐	S.55柴原園田 H.13分布調査	7.15,30,41,54	
10 1-6	203014	鳥居子形遺跡	神光寺・西新浜	古代散布地	宅地、水田	板石塔婆、土師器	11,13分布調査	54	
26 1-6	203015	竹林遺跡	吾光寺・城町	弥生、古代散布地	宅地、水田	弥生土器、須恵器、土師 器	H.13分布調査	4.28,54	

加除・内容変更等整理欄

遺跡番号	剖面図番号	遺跡名	加除・変更等 年月日	変更内容等	備考

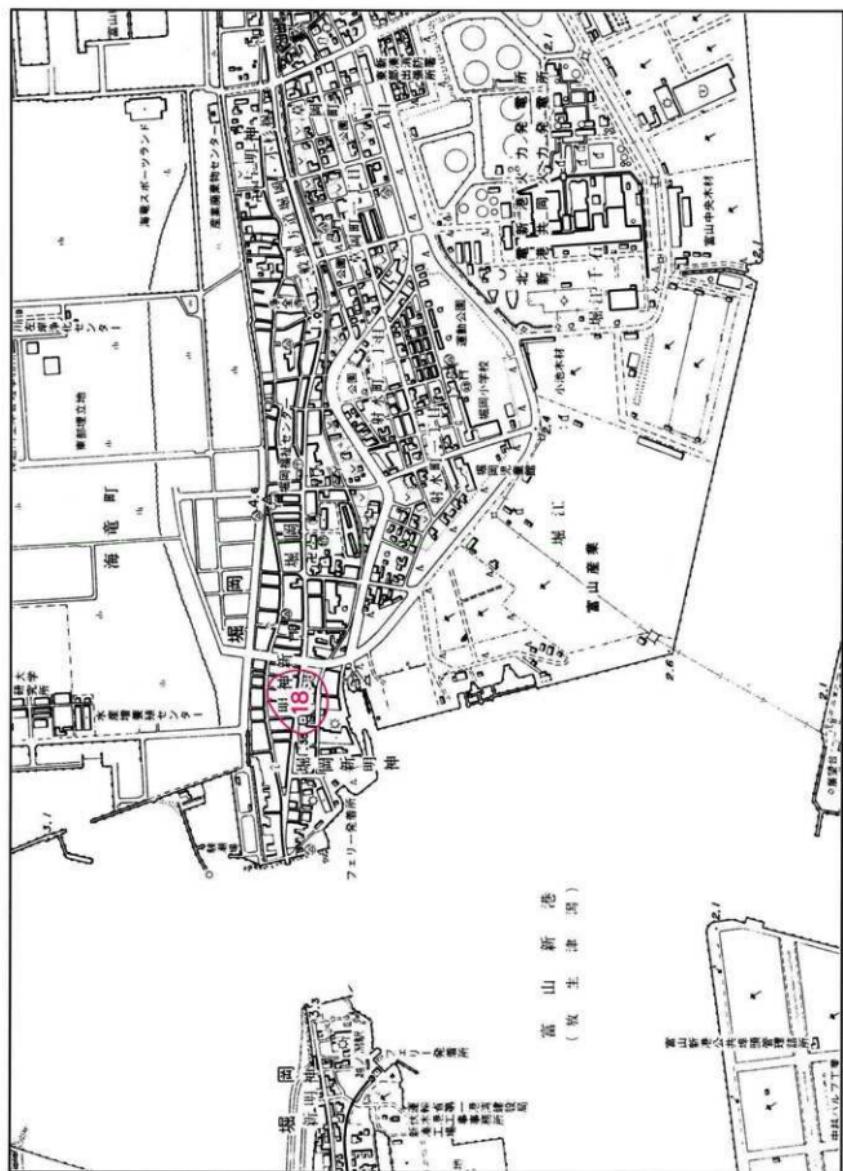
分譜図2



遺跡台帳2

加除・内容更等整理欄

分野図3



2

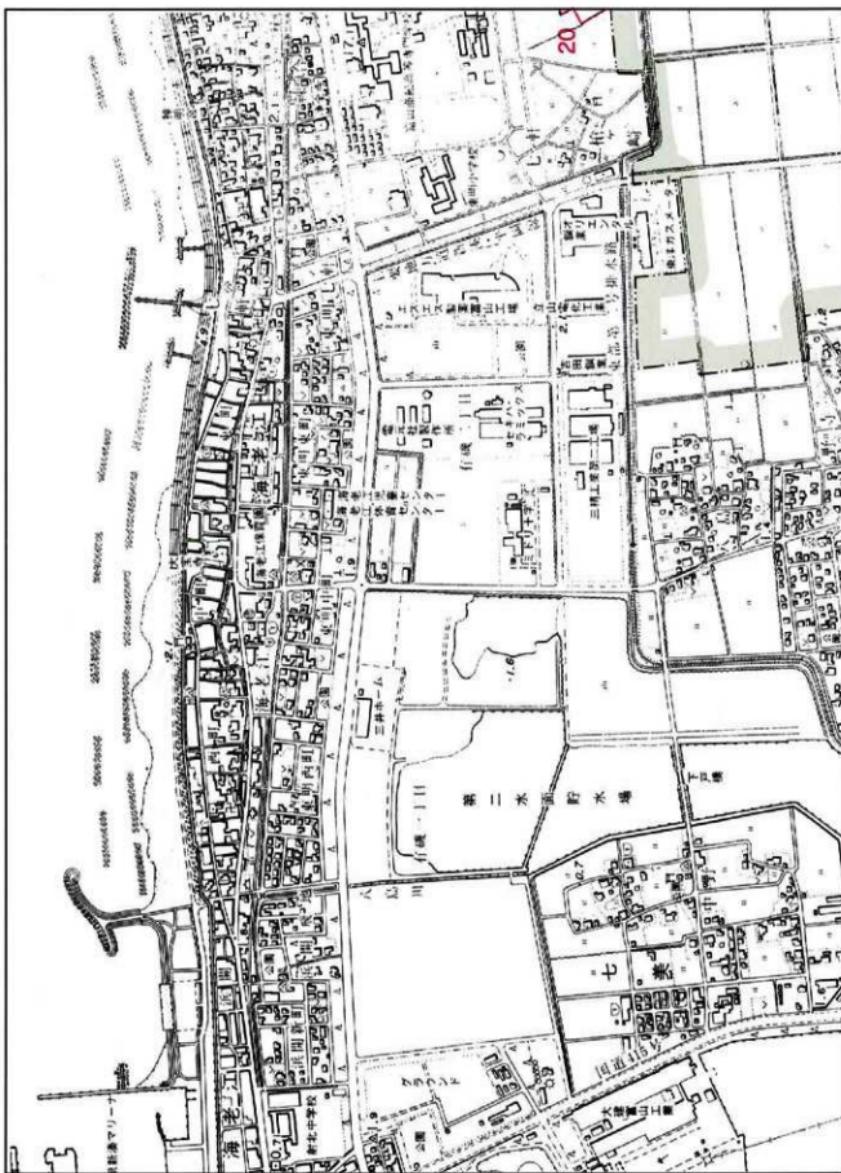
遺跡台帳 3

遺跡番号	分類番号	発見場所	遺跡名	所在地	時代・地質	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
18	3	203034	施切開所跡	堀町附新 金町附所?	宅地			H.12分布調査	2.4.10.49

加除・内容変更等整理欄

追加・変更箇所	追加・変更年月日	追加・変更内容等	備考

分割圖 4



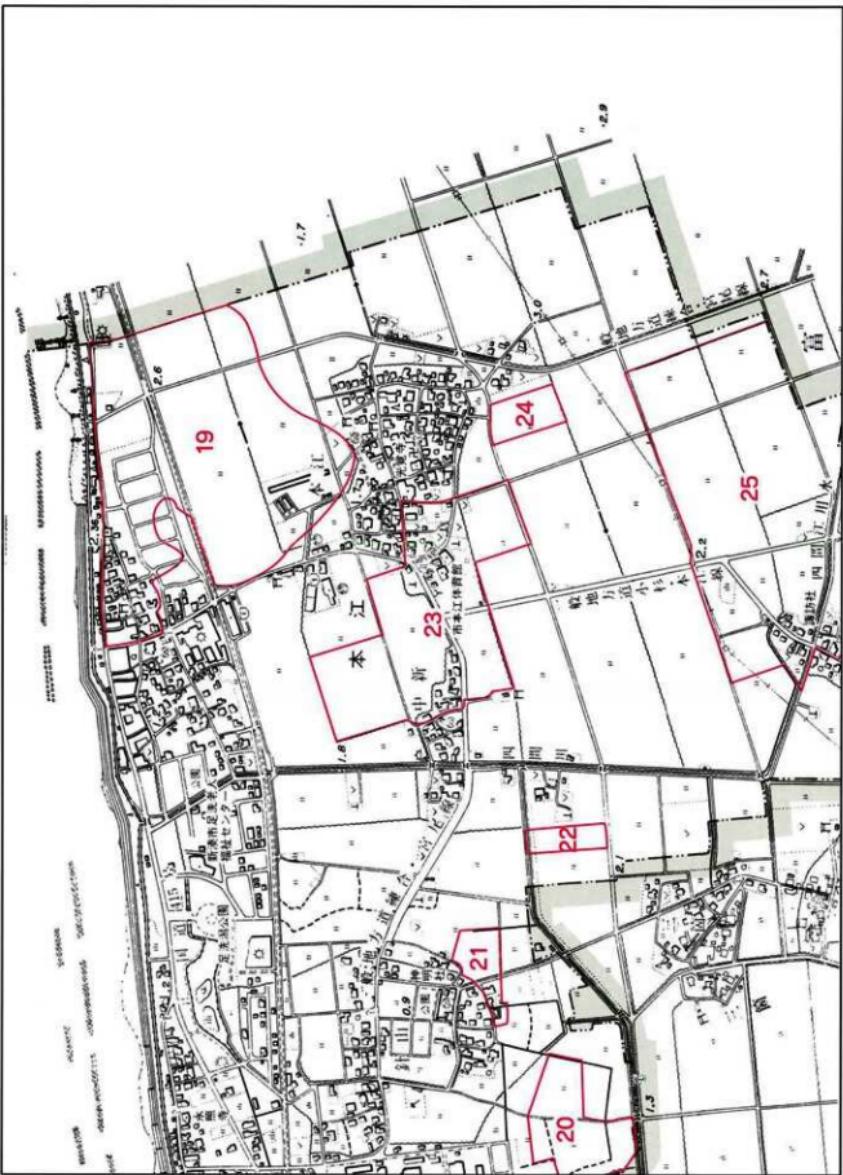
3

遺跡台帳4

遺物番号	分類図 番号	系統略 番号	遺跡名	所在地	時代・編列	現況	主な出土遺物	参考文献
20	4-5	203061	本江針山西遺跡	本江針山・下村	縄文～中世散布地	水出	縄文土器・糸井生器・土器・土鏡・中世土陶器・古墳	H.12分布調査

扣除·内容更整理概

分図5



4

遺跡台帳 5

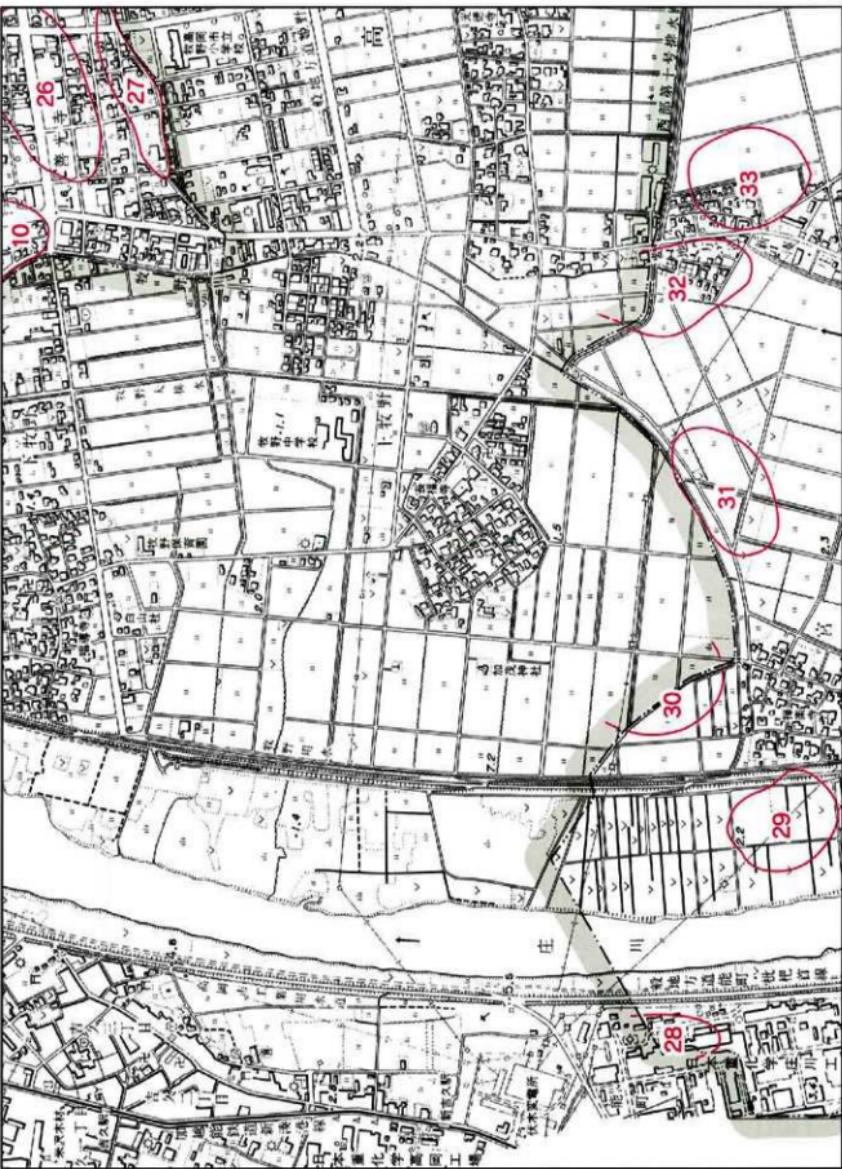
遺跡 番号	遺跡名 番号	遺跡省	所在地	時代・層別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
19 5	203054	本江東遺跡	本江・本江東・本江北	古代集落・弥生・中世後地	水田・宅地	土師器・瓦・鐵器・土雞・珠・劍・環・中世土師器・五輪塔	H.11本調査 H.11試掘調査 H.10・12分布調査	42.43.45.49 50.51
20 4,5	203061	本江針山西遺跡	本山針山・下村	鐵文～中世散布地	水田	網文上器・矛生上器・土器・土師器・中世土師器・青磁	H.11.12分布調査	49
21 5	203060	本江針山遺跡	本江針山・本江	弥生～中世散布地	水田・宅地	矛生上器・土師器・珠・劍	H.12分布調査	49
22 5	203059	本江西遺跡	本江西	古代散布地	水田	矛生上器・土師器	H.11.12分布調査	49
23 5	203053	本江中遺跡	本江・本江中・本江中斯後斯	弥生・古代散布地	水田・宅地	矛生・土器・土師器・鉄器・珠・劍・青磁	H.11.12分布調査 H.10-11分布調査	49.50
24 5	203058	本江中遺跡	本江中	弥生～中世散布地	水田	矛生上器・土器・土師器・鉄器・中世土師器	H.11.12分布調査	49
25 5,10	203039	利波遺跡	本江利波・富山市	鐵文後～中世散布地	水田・宅地	矛生土器・土師器・鉄器・珠・劍	H.9試掘調査 H.10-12分布調査	26.38.49

加除・内容変更等整理欄

遺跡 番号	新遺跡 番号	遺跡名	加除・変更等 件名月日	変更内容等	備考

分野図6

7 ▲

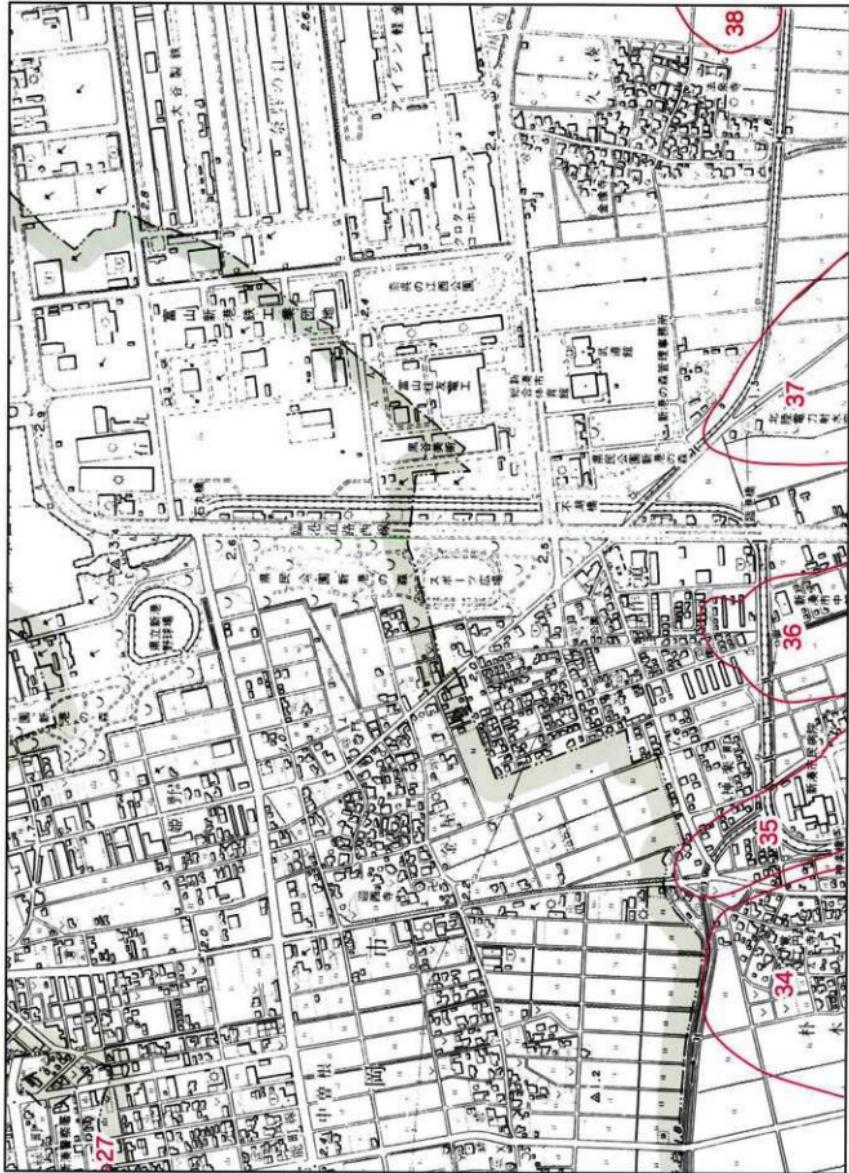


遺跡台帳 6

地點		地點名		所在地		時代・種別		現況		出土遺物		参考		参考文献	
地番	番号	番号	地點名	所在地	古代散佈地	宅地・水田	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	生土器・須恵器・土師器	H.13分布調査	H.13分布調査	54	54	4.29.54	
10	1-6	203014	高麗子形彌足罐	善光寺・西新湊	善光寺・古代散佈地	宅地・水田	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	生土器・須恵器・土師器	H.13分布調査	H.13分布調査	54	54	4.29.54	
26	1-6	203015	韓國陶器罐	善光寺・保町	善光寺・古代散佈地	宅地・水田	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	生土器・須恵器・土師器	H.13分布調査	H.13分布調査	54	54	4.29.54	
27	6-7	203064	金雀焰口瓶	善光寺・保町	善光寺・中世散佈地	宅地・水田	宅地・水田	(伝)須恵器・土師器	生土器・須恵器・土師器	H.13分布調査	H.13分布調査	54	54	4.29.54	
28	6	203021	古董瓶	宮袋	古代散佈地	工場敷地	工場敷地	須恵器・土器	須恵器・土器	H.9分布調査	H.9分布調査	36	36	4.30.36.41	
29	6	203020	宮袋B型罐	宮袋	古代・中世散佈地	畠	畠	須恵器・瓦陶瓶	須恵器・瓦陶瓶	H.8.9分布調査	H.8.9分布調査	35.36	35.36	4.30.36.41	
30	6	203050	上野町・汽船会社跡	宮袋・萬国市	古須御院散佈地	水田	水田	土器	土器	H.8.9・試掘調査	H.9分布調査	34.35.36	34.35.36	4.30.35.36.41	
31	6	203018	桜木七手焼	宮袋	生・古代・中世散	水田・畠	水田・畠	生土器・須恵器・米糀燒	生土器・須恵器・米糀燒	H.4試掘調査	H.9分布調査	24.30.35.36.41	24.30.35.36.41	4.30.35.36.41	
32	6	203016	中島製造場	岡市	松木・竹袋・瓦	生土器・須恵器・土器	宅地・水田	生土器・須恵器・土器	生土器・須恵器・土器	(日密)木戸口A遺跡	H.9分布調査	24.30.36.41	24.30.36.41	4.30.36.41	
33	6	203019	桜木焼	桜木	生土器散佈地	宅地・水田・畠	宅地・水田・畠	生土器・土器	生土器・土器	H.8本調査	H.11.7.12・試掘調査	H.9	H.9	30.31.33.34.35	
												36	36		

加除・内容整理欄

分割図7



6

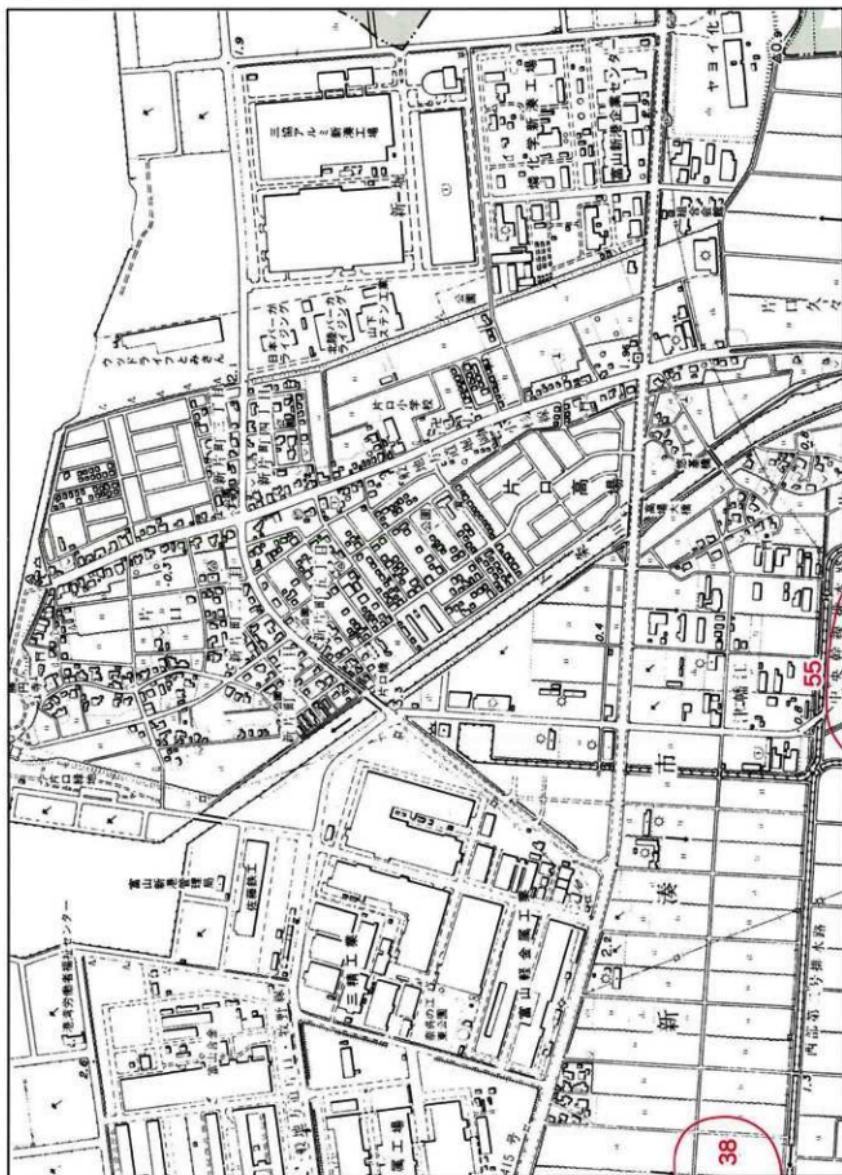
遺跡台帳 7

遺跡番号	遺跡名	所在地	時代・類別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
27 6・7 203064	金瓦焼窯跡	善光寺・銀町 弥生・中世散在地	宅地・水田	(伝)采掘器・土器等	H.13分布調査		54
34 7・12 203047	朴木C窯跡	朴木・桃木 弥生・古宮・神 桑可	古地・中世散 在地	弥生・土器・土師器・圓形器 珠洲焼・骨壺	H.7・11・12・13試験調査 H.7・9分 布瀬谷		30,31,35,36,35
35 7・12 203026	朴木A窯跡	朴木・桃木 作道	古地・中世散 在地	弥生・土器・土師器・圓形器 珠洲焼・骨壺	H.15・10試験調査 (H.15)窯B(遺物散在) H.8・9分布瀬谷		8,9,13,28,30 35,36,37,44
36 7・12 203028	葛原A窯跡	作道・桃江 作道	中古前集 落・中世散在地	弥生・土器・土師器・圓形器 珠洲焼	H.9本調査 H.7・8・9・12・14試験 調査 H.7・8・9・10分布調査		35,37,38,41,44 46,50,56
37 7・12 203032	作道窯跡	作道	弘仁(集落?)・古代 中世散在地	水田・宅地	H.15・9試験調査 H.8・10分布調査		27,32,35,37,38
38 7・8 203041	久々瀬窯跡	久々瀬 福文散在地	水田	編文土器	H.4・10分布調査		41
							26,32,37

加除・内容変更等整理欄

追跡番号	発掘番号	追跡名	加除・変更等 年月日	変更内容等	備考

分図8



9

3

13

7

遺跡台帳 8

地點 標示 番号	分類圖 番号	地圖號 番号	遺跡名	所在地	時代・類別	現況	主な出土遺物	参考文献
38 7-8	20304	久78	久78號	久々溪	縄文散布地	水田	縄文土器	H.4-10分布調査 26.32.37
55 8-13	20305	久79	久79號	津幡江 布地	弥生・古代・中世散 布地	水田	縄文土器・弥生土器・和 銅器・輪洲型・中世土器 等	H.10分布調査 32.37.38

加除・内容更整欄

分圖図9

10▲

◀ 4

8▼



遺跡台帳 9

遺跡分類番号	遺跡名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
39 9 203035	トカラ諸島 久々島遺跡	新潟 越後散布地	港湾・川港水路	(伝) 横穴上器	H.11分布調査	32.40	

加除・内容変更等整理欄

遺跡分類番号	遺跡名	加除・変更等年月日	備考



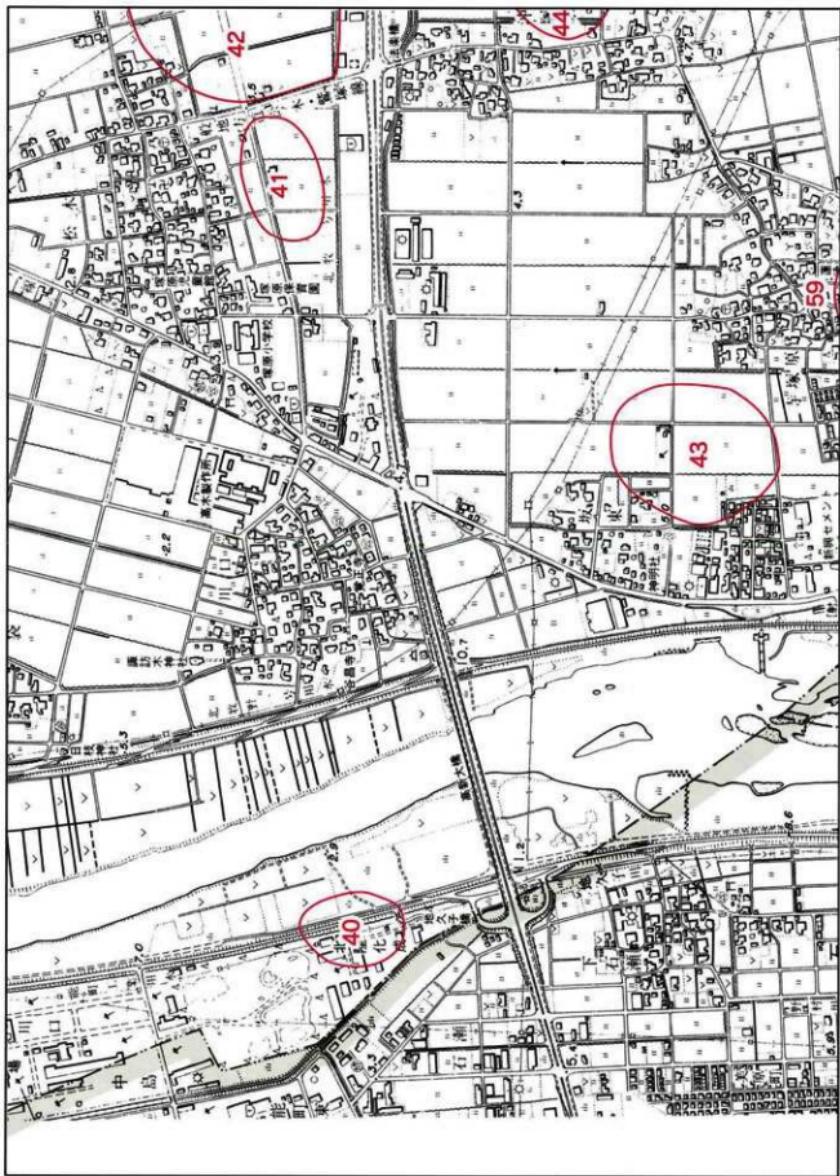
遺跡台帳10

遺物分類圖 番号	記號名	所在地	時代・種別	現況	出土遺物	備考	参考文献
25-5-10 203039	利波遺跡	本江市・今江町 本江・利波・富山 市	播磨文後～1世散布地	木田・老地	先史土器・土器部・須恵器、 中世土器・漆焼、骨組	H.9試掘調査 H.10-12分布調査	2.6,38,49

加除・内容要整理欄

分圖図11

12



6

14

遺跡台帳 11

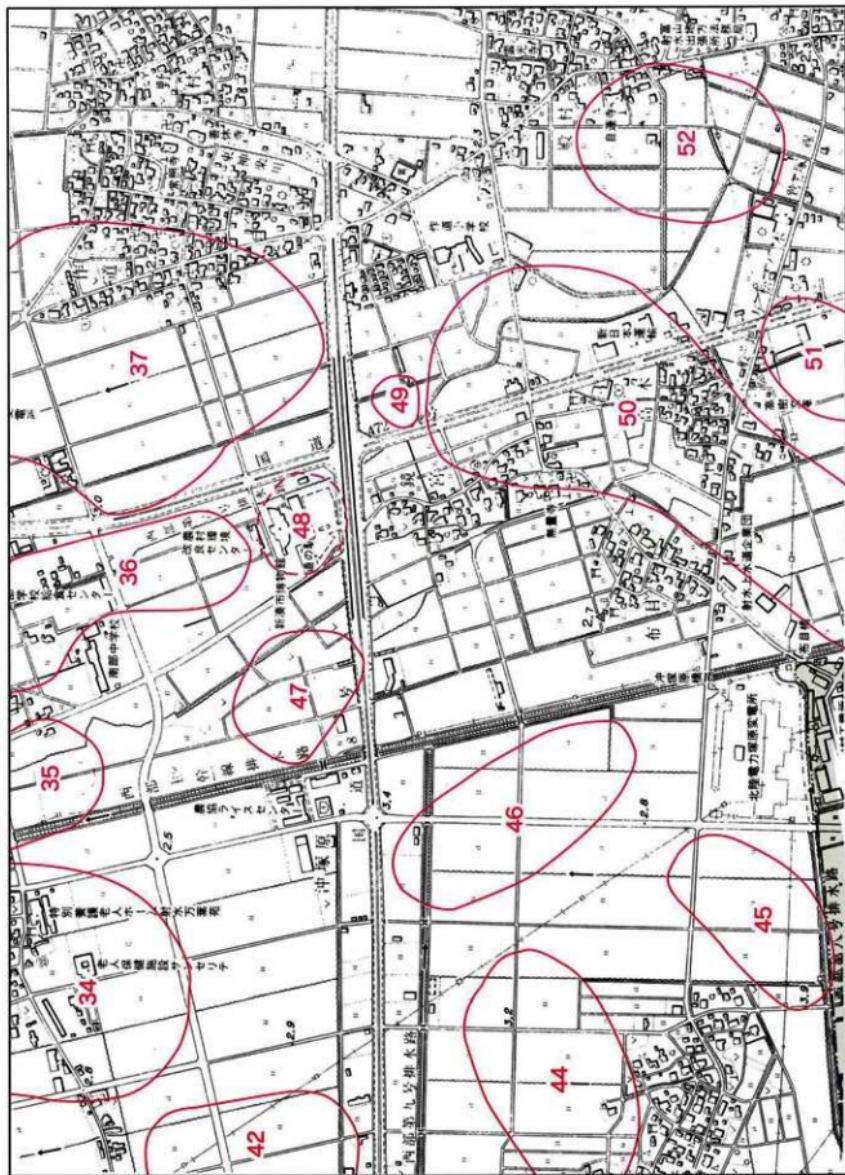
編號 番号	分類 類別	遺跡名 遺跡名	所在地 所在地	時代・種別 時代・種別	現況 現況	生々出土遺物 生々出土遺物	備考 備考	参考文献 参考文献
10 11	203022	川口地先遺跡 ¹¹	口袋	古代？-中世散布 地	丁場燒地・烟 灰	珠洲燒	H.9分布調查	30.36
41 11	203042	松木大竹附近 ¹²	松木	共生散布地	水田	弧形土罐・珠洲燒	H.6-9分布調查	35.36
42 11-12	203023	松木中間遺跡 ¹³	松木	共生～古燒・中世 散布地	水田	打型石斧・共生土器・土 器・珠洲燒	H.8-9-12-13-14試點調查 分布調查	8.9.13.33.34 36.38
43 11	203052	桃東附近 ¹⁴	板東・寺原原	中世散布地	水田・烟・宅地	珠洲燒・中世・十津器 國窯	H.9分布調查	36
44 11-12	203024	河野原遺跡 ¹⁵	河野原	魏晉～空山散布地	宅地・水田	氣泡圈・珠洲燒	(H冲原原C遺跡全段含) H.9分布調查 11.7試點調查	30.31.35.36
59 11-14	203037	寺塙附近 ¹⁶	寺原原	中世散布地	宅地・水田	珠洲燒	H.7試點調查 H.9分布調查	26.31.35.36

加除・内容変更等整理欄

備考	變更內容等	遺跡名	遺跡名	加除・変更等 年月日	分類 番号	組別 番号

分譜図12

13



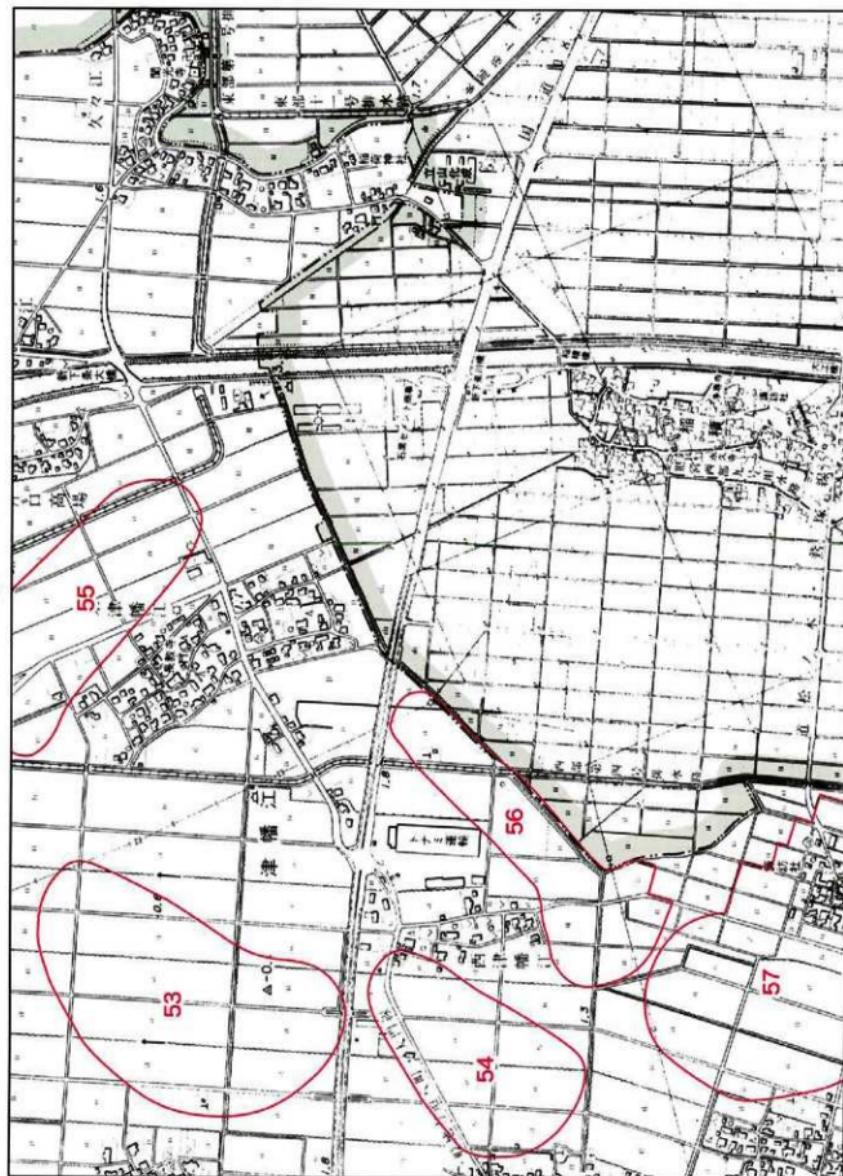
11

15

遺跡合帳12

國籍	分類圖 番号	標識號 番号	遺跡名	所在地	時代・種別	要観	参考	参考文献
中華人民共和国	34 7-12	203047	彩朱C塗施	朴木・松木	傍生中・中世後市	学生上・浴・便器・前槽 水田・水出・病院	11.7-11.12-13試掘調査 布面調査	30.31.35.36.50
	35 7-12	203026	青朱A塗施	朴木・櫛道・神 案架	弥生・古墳・神 水田	学生上・浴・便器・後槽 水田・水出・病院	11.6-10試掘調査・朴木B塗施・柱・柱頭等 H.8.9.10分佈調査	8.9.17.20.23 36.37.44
	36 7-12	203028	褐施A塗施	作追・櫛宮	弥生・古墳・少地	学生上・浴・便器・後槽 水田・水出・病院	(H.8.9.10試掘全底台) H.9.小量調査 H.7-8.9-10分佈調査	8.30.31.32.34 45.50.56
	37 7-12	203032	作追施	作追	弥生・古墳・少地	学生土器	H.5-9試掘調査 H.8-10分佈調査	21.22.35.37.38
	42 11-12	203023	赤施中塗施	松木	作追・古墳・少地	打砾石斧・学生土器・I 前槽・深泥罐	H.8.9-11.2-13-14試掘調査 H.8-9 前槽	8.9.13.33.34 36.38
	44 11-12	203024	斜家屋塗施	柳原	縄合・室・中塗施	須磨西・炊飯燒	(H.8.9試掘全底台) H.7試掘調査 H.11.9分佈調査	30.31.35.36
	45 12	203025	神原原A塗施	神塚原	中世後市	水田	H.7試掘調査 H.7-9分佈調査	31.36
	46 12	203036	神原原東B塗施	神塚原	水田	水田	H.9分佈調査	36
	47 12	203017	神原北塗施	堤原	縄合・布目・神 水田	縄上・船・学生土器・ 輪鉢・深泥罐・近 便器	H.6-10分佈調査	26.28.30.37.38
	48 12	203043	綿苔II塗施	綿苔	中世後市	公用地・耕牛場	H.6-7試掘調査 H.6-7-10分佈調査	28.31.35.37
	49 12	203030	綿苔III塗施	綿苔・作道	学生耕牛場	須磨西・耕牛場	H.10分佈調査 青(消)地	37
	50 12-15	203031	高木・青御道塗施	高木・谷口・櫛 作道・櫛燒	縄文後・学生耕牛場 古代・中世後	縄文土器・学生土器・須 磨西・十脚燒	(H.8高木本塗施・光庭通路全底台) H.6-7本塗施・S.6-7-8- 10分佈調査 H.11-12-13-14分佈調査	6.9.17.20.26 27.28.30.31.32 24.37.44
	51 12-15	203040	南塗施	高木	学生耕牛場	学生土器	H.9試掘調査 H.6-10分佈調査	31.37.38
	52 12	203055	今井西塗施	綿苔・今井・海水	水田・水田	土耕燒・深泥罐	H.11.0分佈調査	37

分圖圖13



12

遺跡台帳13

遺跡 編號	遺跡 名稱	遺跡名	所在地	時代·種別	現況	土名出土遺物	備考	參考文獻
53 13 203056	野村遺跡	野村·鐵村	古代·中世散佈地	水田	須惠器·珠繩枕·青磁·中 國鏡	H.10分布調查		37
54 13 203049	津幡江西遺跡	津幡江·鐵村	野生~古墳·鐵盒 生田散佈地	水田	弥生上層·須惠器·珠繩枕· 中世上層·黑陶·深戶美濃	H.7-10分布調查		35.37
55 8-13 203057	津幡江遺跡	津幡江	野生·古代·中世散 佈地	水田	銅文十器·再生·土器 鐵珠繩枕·中國土鏡	H.10分布調查		32.37.38
56 13 203033	津幡江遺跡	津幡江	野生中集落·鐵文· 占掘散佈地	水田	銅文上層·再生·土器· 鐵器·珠繩枕	H.12-13試掘調查 H.4-10分布調查		2.6.8.26.37 55
57 13-16 203044	今井遺跡	今井·鉢	中世聚落·古墳~ 古代散佈地	水田·宅地	土階路·須惠器·珠繩枕· 完器系陶器·山世土解塗 青磁·青白磁·瓦質土器· 鐵行	H.7-12-13試掘調查 H.4-7-10分 布調查		26.35.37.55

加除·內容變更等整理欄

遺跡 編號	遺跡 名稱	遺跡名	加除·變更等 年月日	變更內容等

分割図4

15

◀ 1



遺跡合帳14

通鑑 分類號	番号	編號	遺址名	所在地	時代・種別	現況	主な出土遺物	備考	参考文献
58	14	203051	孝陵前尚膳鋪	孝陵原	17世～中世散佈地	燒土地	須惠器、珠網燒	H.9.9分佈調查	36
59	11-14	203037	孝陵前膳鋪	孝陵原	中世散佈地	宅地・水田	珠網燒	H.7試掘調查 H.9分佈調查	26,31,35,36

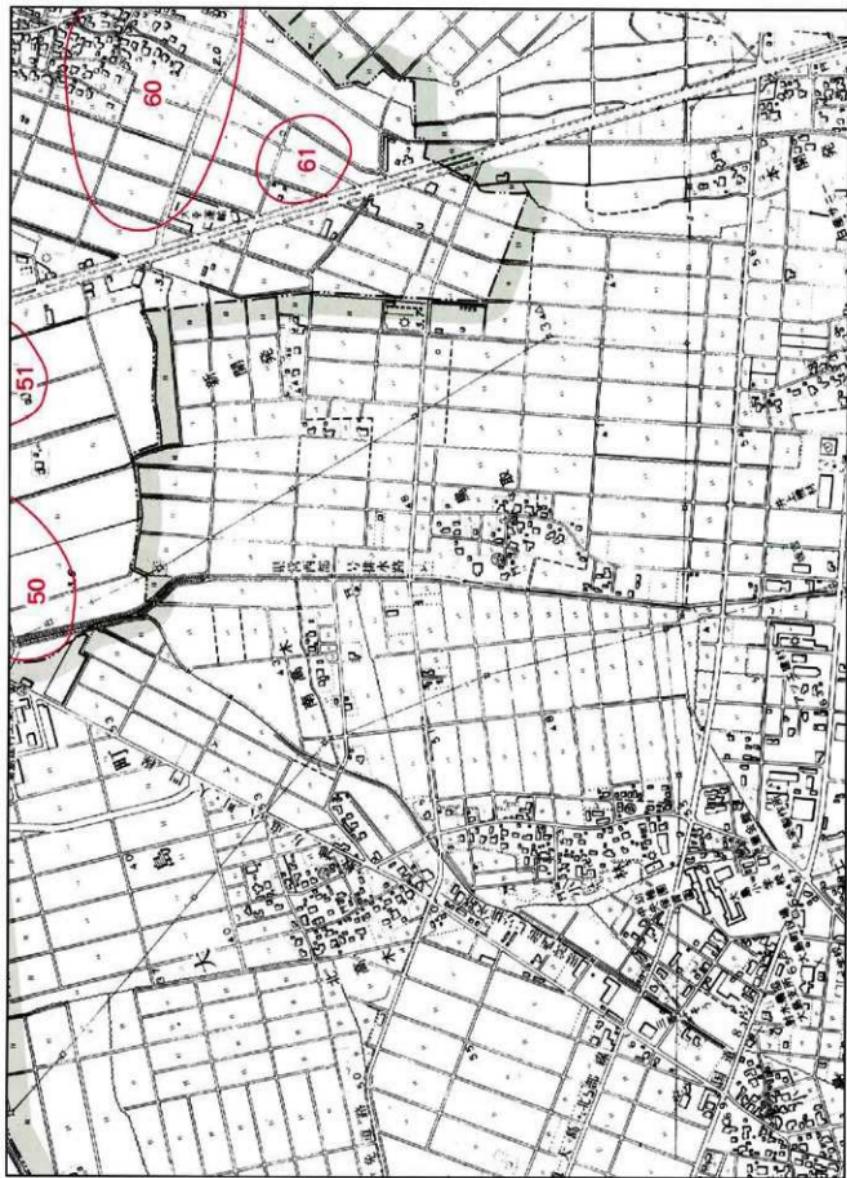
加除・内容更整理欄

分圖 15

16

12

14



遺跡台帳 15

編號 分類圖 號		遺址名	所在地	時代・種別	現況	出土遺物	備考	參考文獻
50	12-15	203031 魏人·宋明遺跡	高木・布引・船 谷竹道・廢村	魏文後～孫生散佈地、 古代集落、中世散 布地	水田	繩文土器・孫生土器・須 志磨・削器・珠・陶燒 土器	(日)古木遺跡・宋烟遺跡各卷合 S.60本標立 S.60-H.5-6-7-8- 10試掘調查 H.4-8-10分佈調查	6.9.17-20.26 27.28.30.31.32 34.37.44
51	12-15	203040 南浦遺跡	高木	孫生散佈地	水田	孫生土器	H.9試掘調查 H.6-10分佈調查	31.37.38
60	15-16	203045 今井兩處遺跡	今井	中世散佈地	水田・宅地	孫生土器・珠・陶燒 土器	H.7-8試掘調查 H.6-10分佈調查	31.34.35.37
61	15	203046 今井二處遺跡	今井	孫生散佈地	水田・石材置場	孫生土器・珠・陶燒 土器	H.6-13試掘調查 H.6-10分佈調查	28.37

加除・内容変更等整理欄

編號 分類圖 號		遺址名	加除・變更等 年月日	變更內容等	備考

分譜図16

▲13



▼15

遺跡台帳16

发掘分层图 及编号		解剖层 号	遗迹名	所在地	时代·排列	层况	夹杂出土遗物	参考	参考文献	
57	13-16	203044	今井·沟 今井通渠	今井·沟	中世集落·古坟~ 古代墓葬地	水田·宅地	土器·陶器·米酒瓮· 铁器·铜器·瓦当·土器· 青磁·百叶窗·砾石	H4-7-12-13號解剖柱 布調查	H4-7-10分	26.35.37.55
60	15-16	203045	今井通渠	今井	中世做在地	水田·宅地	生土器·球形瓮·竹筐	H-7-8號解剖柱 H-6-10分布調查	31.34.35.37	

扣除・内容要等整理欄

4 新湊市遺跡地図参考文献

- 1 新湊町史実研究会 1938 『新湊町資料』第1輯
- 2 高瀬 保 1964 「古文書からみた放生津潟の変遷と射水平野の形成」
『放生津潟周辺の地学的研究』 富山地学会編
- 3 藤井昭二 1964 「地質からみた射水平野の形成と放生津潟の変遷」
『放生津潟周辺の地学的研究』 富山地学会編
- 4 新湊市 1964 『新湊市史』
- 5 文化財保護委員会 1965 『全国遺跡地図－富山県』
- 6 岡崎卯一 1966 「利波弥生遺跡の調査」 『放生津潟周辺の地学的研究第二集』 富山地学会編
- 7 間坂儀一郎 1966 「放生津潟西岸の牧野地区内古代遺物」
『放生津潟周辺の地学的研究第三集』 富山地学会編
- 8 新湊市南部中学校郷土クラブ 1971 「古代遺跡中露出遺物拾得内訳明細表」
- 9 富山県 1972 『富山県史－考古編』
- 10 富山県 1984 『富山県史通史編II－中世』
- 11 富山県教育委員会 1972 『富山県遺跡地図』
- 12 京田良志 1976 『富山県の石造美術』
- 13 富山県 1976 『富山県史通史編－原始・古代』
- 14 高岡 徹 他編 1980 『日本城郭大系第7巻』 (新潟・富山・石川) 新人物往来社
- 15 富山県教育委員会 1981 『昭和55年度富山県埋蔵文化財調査一覧』
- 16 新湊市 1983 『富山新港史』
- 17 富山県教育委員会 1986 『昭和60年度富山県埋蔵文化財センターワーク』
- 18 富山県埋蔵文化財センター 1989 『昭和63年度富山県埋蔵文化財センターワーク』
- 19 富山県埋蔵文化財センター 1990 『平成元年度富山県埋蔵文化財センターワーク』
- 20 大島町教育委員会 1991 『大島町荒畑遺跡発掘調査概要』
- 21 久々忠義 1992 『放生津城跡を掘る』 新湊市民文庫11
- 22 新湊市 1992 『新湊市史－近現代』
- 23 富山県埋蔵文化財センター 1992 『平成3年度富山県埋蔵文化財センターワーク』
- 24 富山県埋蔵文化財センター 1993 『平成4年度富山県埋蔵文化財センターワーク』
- 25 富山県教育委員会 1993 『富山県埋蔵文化財包蔵地地図』
- 26 久々忠義・林寺巖州 1994 『射水平野の遺跡－神楽川流域を探る』 『大境第16号』
富山考古学会

- 27 富山県埋蔵文化財センター 1994 『平成5年度富山県埋蔵文化財センター年報』
- 28 富山県埋蔵文化財センター 1995 『平成6年度富山県埋蔵文化財センター年報』
- 29 新湊市善光寺自治会 1995 『善光寺のあゆみ』
- 30 青木一彦他 1996 「射水平野の歴史－古代北陸道を探る」 『大境第18号』 富山考古学会
- 31 富山県埋蔵文化財センター 1996 『平成7年度富山県埋蔵文化財センター年報』
- 32 新湊市 1997 『しんみなどの歴史』
- 33 新湊市教育委員会 1997 『松木遺跡発掘調査報告』
- 34 富山県埋蔵文化財センター 1997 『平成8年度富山県埋蔵文化財センター年報』
- 35 青木一彦他 1998 「中世の放生津について」 『大境第19号』 富山考古学会
- 36 新湊市教育委員会 1998 『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅰ』
- 37 新湊市教育委員会 1999 『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅱ』
- 38 富山県埋蔵文化財センター 1999 『平成9年度富山県埋蔵文化財センター年報』
- 39 久々忠義 2000 『中世の城と町と川』 『北陸の中世城郭第10号』 北陸城郭研究会
- 40 新湊市教育委員会 2000 『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅲ』
- 41 新湊市教育委員会 2000 『高島A遺跡発掘調査概要』
- 42 新湊市教育委員会 2000 『市内遺跡試掘調査概要』
- 43 新湊市教育委員会 2000 『本江東遺跡発掘調査概要』
- 44 富山県埋蔵文化財センター 2000 『平成10年度富山県埋蔵文化財センター年報』
- 45 北陸中世考古学研究会 2000 『中世北陸の石塔・石仏』
- 46 赤澤徳明 2000 「1999年の考古学会の動向－弥生時代中部・北陸」
『考古学ジャーナル6月臨時増刊号』 ニュー・サイエンス社
- 47 新湊市立庄西公民館 2000 『亘理』
- 48 吉久 登 2000 『古代奈良の江を探る』
- 49 新湊市教育委員会 2001 『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅳ』
- 50 富山県埋蔵文化財センター 2001 『平成11年度富山県埋蔵文化財センター年報』
- 51 森 隆 2001 『富山県出土の上鍛集成』 『富山考古学研究第4号』
跡富山県文化振興財団埋蔵文化財調査事務所
- 52 富山新聞社 2001 『ふるさと富山歴史館』
- 53 講談社 2002 『再現日本史第44号』
- 54 新湊市教育委員会 2002 『新湊市埋蔵文化財分布調査報告Ⅴ』
- 55 新湊市教育委員会 2002 『年度市内遺跡試掘調査報告』
- 56 新湊市教育委員会 2003 『年度市内遺跡試掘調査報告』

5 文化財保護法（抄）

（昭和25年5月30日法律第214号）

〔改正〕平成14年7月3日法律第82号

第一章 総 則

（この法律の目的）

第1条 この法律は、文化財を保存し、且つ、その活用を図り、もつて国民の文化的向上に資するとともに、世界文化の進歩に貢献することを目的とする。

（文化財の定義）

第2条 この法律で「文化財」とは、次に掲げるものをいう。

（4）貝づか、古墳、都城跡、城跡、旧宅その他の遺跡で我が国にとって歴史上又は学術上価値の高いもの、庭園、橋梁、峡谷、海浜、山岳その他の名勝地で我が国にとって芸術上又は觀賞上価値の高いもの並びに動物（生息地、繁殖地及び渡来地を含む。）、植物（自生地を含む。）及び地質鉱物（特異な自然の現象の生じている土地を含む。）で我が国にとって学術上価値の高いもの（以下「記念物」という。）

（政府及び地方公共団体の任務）

第3条 政府及び地方公共団体は、文化財がわが国の歴史、文化等の正しい理解のため欠くことのできないものであり、且つ、将来の文化の向上発展の基礎をなすものであることを認識し、その保存が適切に行われるよう、周到の注意をもつてこの法律の趣旨の徹底に努めなければならない。

（国民、所有者等の心構え）

第4条 一般国民は、政府及び地方公共団体がこの法律の目的を達成するために行う措置に誠実に協力しなければならない。

3 政府及び地方公共団体は、この法律の執行に当つて関係者の所有権その他の財産権を尊重しなければならない。

第四章 埋蔵文化財

（調査のための発掘に関する届出、指示及び命令）

第57条 土地に埋蔵されている文化財（以下「埋蔵文化財」という。）について、その調査のため土地を発掘しようとする者は、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、発掘に着手しようとする日の30日前までに文化庁長官に届け出なければならない。ただし、文部科学省令の定める場合は、この限りでない。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項の届出に係る発掘に際し必要な事項及び報告書の提出を指示し、又はその発掘の禁止、停止若しくは中止を命ずることができる。

（土木工事等のための発掘に関する届出及び指示）

第57条の2 土木工事その他の埋蔵文化財の調査以外の目的で、貝づか、古墳その他埋蔵文化財を包蔵する土地として周知されている土地（以下「周知の埋蔵文化財包蔵地」という。）を発掘しようとする場合には、前条第1項の規定を準用する。この場合において、同項中「30日前」とあるのは、「60日前」と読み替えるものとする。

2 埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、文化庁長官は、前項で準用する前条第1項の届出に係る発掘に際し当該発掘における埋蔵文化財の記録の作成のための発掘調査の実施その他の必要な事項を指示することができる。

（国の機関等が行う発掘に関する特例）

第57条の3 国の機関、地方公共団体又は国若しくは地方公共団体の設立に係る法人で政令の定めるもの（以下この条及び第57条の6において、「国の機関等」と総称する。）が、前条第一項に規定する目的で周知の埋蔵文化財包蔵地を発掘しようとする場合においては、同条の規定を適用しないものとし、当該国の機関等は、当該発掘に係る事業計画の策定に当たつて、あらかじめ、文化庁長官

- にその旨を通知しなければならない。
- 2 文化庁長官は、前項の通知を受けた場合において、埋蔵文化財の保護上特に必要があると認めるときは、当該国の機関等に対し、当該事業計画の策定及びその実施について協議を求めるべき旨の通知をすることができる。
- 3 前項の通知を受けた国の機関等は、当該事業計画の策定及びその実施について、文化庁長官に協議しなければならない。
- 4 文化庁長官は、前2項の場合を除き、第1項の通知があつた場合において、当該通知に係る事業計画の実施に關し、埋蔵文化財の保護上必要な勧告をすることができる。

(埋蔵文化財包蔵地の周知)

第57条の4 国及び地方公共団体は、周知の埋蔵文化財包蔵地について、資料の整備その他その周知の徹底を図るために必要な措置の実施に努めなければならない。

(遺跡の発見に関する届出、停止命令等)

- 第57条の5** 土地の所有者又は占有者が出土品の出土等により貝づか、住居跡、古墳その他遺跡と認められるものを発見したときは、第57条第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、文部科学省令の定める事項を記載した書面をもつて、その旨を文化庁長官に届け出なければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。
- 2 文化庁長官は、前項の届出があつた場合において、当該届出に係る遺跡が重要なものであり、かつ、その保護のため調査を行う必要があると認めるときは、その土地の所有者又は占有者に対し、期間及び区域を定めて、その現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止を命ずることができる。ただし、その期間は、3箇月を超えることができない。
- 5 第2項の場合において、同項の期間内に調査が完了せず、引き続き調査を行う必要があるときは、文化庁長官は、1回に限り、当該命令に係る区域の全部又は一部について、その期間を延長することができる。ただし、当該命令の期間が、同項の期間と通算して6箇月を超えることとなつてはならない。
- 7 文化庁長官は、第1項の届出がなされなかつた場合においても、第2項及び第5項に規定する措置を執ることができる。

(国の機関等の遺跡の発見に関する特例)

第57条の6 国の機関等が前条第1項に規定する発見をしたときは、同条の規定を適用しないものとし、第57条第1項又は第58条の2第1項の規定による調査に当たつて発見した場合を除き、その現状を変更することなく、遅滞なく、その旨を文化庁長官に通知しなければならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置を執る場合は、その限度において、その現状を変更することを妨げない。

(地方公共団体による発掘の施行)

- 第58条の2** 地方公共団体は、文化庁長官が前条第一項の規定により発掘を施行するものを除き、埋蔵文化財について調査する必要があると認めるときは、埋蔵文化財を包蔵すると認められる土地の発掘を施行することができる。
- 3 地方公共団体は、第1項の発掘に關し、事業者に対し協力を求めることができる。

第七章 罰 則

(刑罰)

- 第107条の3** 次の各号の一に該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。
- (2) 第57条の5第2項の規定に違反して、現状を変更することとなるような行為の停止又は禁止の命令に従わなかつた者

(行政罰)

- 第110条** 次の各号の一に該当する者は、十万円以下の過料に処する。
- (6) 第57条第2項の規定に違反して、発掘の禁止、停止又は中止の命令に従わなかつた者

平成15年3月31日発行

新湊市遺跡地図

編集 新湊市教育委員会
発行 新湊市教育委員会
富山県新湊市本町二丁目10番30号
印刷 リタニグ子印刷

